

【お知らせ】 脇之沢漁港利用調整施設使用料の減額改定について

令和4年4月1日

令和4年4月1日より、施設の利用促進を図るため使用料の改定をいたしました。

岸壁及び船置場の使用料は約半額になり、以前よりご負担が軽減されました。また、算定方法も日当りから月毎の算定に改定した関係で棧橋の使用料も若干減額となりましたので、この機会に是非ご利用いただきたいと存じます。

脇之沢漁港利用調整施設使用料の算定 ※料金改定に伴う条例改正(R4.4.1施行)

1 岸壁・船置場・・・船長1mごとに1月につき330円です。

※1m・1日当り20円→11円に

棧橋・・・・・・・・・・船長1mごとに1月につき1,050円です。

※1m・1日当り35円→変わらず

2 船の長さは実測とします。(1m未満は切り上げます。)

3 使用期間が1月を越えて30日に満たない端数がある場合は、日割りとします。

※最低使用期間を1月(30日)とします。

【使用料算定例】

- 船長が6.2mで、岸壁に1年(12ヶ月)係留する場合。

使用料=7m×330円/m・月×12ヶ月=27,720円となります。

※参考として、1年間継続して使用した場合の使用料は次のとおりです。

【岸壁・船置場】(年額)

船の長さ	5m	6m	7m	8m	9m	10m
R3使用料	36,500円	43,800円	51,100円	58,400円	65,700円	73,000円
R4使用料	19,800円	23,760円	27,720円	31,680円	35,640円	39,600円
差額	-16,700円	-20,040円	-23,380円	-26,720円	-30,060円	-33,400円

【浮棧橋】(年額)

船の長さ	5m	6m	7m	8m	9m	10m
R3使用料	63,875円	76,650円	89,425円	102,200円	114,975円	127,750円
R4使用料	63,000円	75,600円	88,200円	100,800円	113,400円	126,000円
差額	-875円	-1,050円	-1,225円	-1,400円	-1,575円	-1,750円

※使用料は、許可書を発行した際に、納付書(1回払い)をお渡ししますので、

指定の金融機関等で納付してください。

※船の長さは、船舶検査手帳に記載してある船の長さといたします。

※利用期間が30日に満たない場合の料金は、1月として計算し、利用期間が

1月を超えて30日に満たない端数がある場合は、日割りにより計算いたします。

例：80日の場合は、2ヶ月分+1月分×20/30の料金となります。